



顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

健康保険における被扶養者認定の要件変更について

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直しが行われました。

これを踏まえ、健康保険における被扶養者認定についても扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養される方が19歳以上23歳未満の場合（配偶者は除く）は現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変更になります。

《年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定》

扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例えば、令和7年中に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年10月1日以降の令和7年における年間収入要件は150万円となります。

《注意点》

今回の変更は、扶養認定日が令和7年10月1日以降の場合が対象であるため、10月1日より前の期間を対象に扶養認定を行う場合の年間収入要件は現行通り130万円未満で判定するので注意が必要です。

最低賃金額の変更について

令和7年10月より各都道府県の最低賃金額が変更になります。

山梨県では令和7年12月1日（予定）から、前年度988円より64円上昇し1,052円となる見通しです。

今年度の改定は上昇額が過去最大となることから、他県においても効力発生日が10月より遅くなる場合がありますので、各都道府県労働局の発表をご確認ください。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。